

# いじめ防止基本方針

能代市立能代東中学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

- ① すべての生徒がいじめを行わず、傍観したり放置したりすることがないようにするため、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを生徒に十分理解させる。
- ② 人権を侵害する不当な行為に対しては毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつ。
- ③ 「いじめはどの生徒にも起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめ問題は学校全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていく。

### (2) いじめの防止、早期発見

- ① すべての生徒に、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校全体でいじめを許さない雰囲気が形成されるように努める。
- ② 体験活動等の充実により、生徒が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止及び早期発見につなげる。
- ③ 早期発見に向け、組織的な連携体制の下、生徒のわずかな変化にも気づき、早い段階からいじめを認知できるように努める。
- ④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の生徒及び保護者への周知など、生徒がいじめを訴え、または通報しやすい体制を整える。
- ⑤ 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラーや心の教室相談員、医療機関等の専門機関と連携を図る。

### (3) いじめへの対処

- ① いじめの事実が確認された場合には、いじめを受けた生徒やいじめを通報した生徒の安全を確保した上で、いじめを行った生徒に対して適切な指導を行うほか、保護者にも誠実に対応するなど、組織的な対応を行う。
- ② 実態を的確に把握し、迅速かつ適切な対応を行うため、校内体制及び組織を整備し、教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図る。

### (4) 家庭、地域、関係機関等との連携

- ① P T A、学校運営協議会等を活用し、定期的に協議する機会を設ける。
- ② 地域生徒指導研究推進協議会等を活用した情報交換会や連絡会議で情報を共有し、必要に応じて警察や児童相談所等との適切な連携を図る。
- ③ 「24 時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権 110 番」、「風の子電話」等の相談窓口について、生徒及び保護者に周知し、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築しておく。

## 2 いじめ防止等のための具体的な取組

### (1) 学校における取組

- ① 感謝と思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するため、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じた道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動等を推進し、豊かな人間性を育み、適切な集団づくりに努める。
- ② 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援すると共に、「いじめはどの生徒にも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめ人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されている」ということを全ての生徒に理解させる。
- ③ いじめの早期発見及び実態把握のため、定期的なアンケート調査やQ-Uテストを実施する。
- ④ いじめの防止等に関する教職員の資質能力の向上を図るため、校内研修会を実施する。その際には、インターネット等を通じて行われるいじめに対応するため、情報モラルやネットトラブルに関する研修も併せて実施する。

- ⑤ 学校において定めた基本方針について、生徒、保護者、地域に学校報やホームページ等で積極的に公表し、その理解を得るように努める。
- ⑥ 校内組織として、校長、教頭、養護教諭、生徒指導主事、関係学年から成る「いじめ・不登校対策委員会」を置く。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的知識を有する外部人材を活用する。
- ⑦ いじめは教職員が気づきにくい形で行われていることに留意し、生徒のわずかな変化にも気づき、職員間の情報交換を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制づくりを行う。
- ⑧ 生徒及び保護者が、悩みや困りごとを相談しやすい環境づくりに努め、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。
- ⑨ いじめについて通報を受けた、または事実が確認された場合は、速やかに情報を共有し、事実確認や適切な初期対応を組織的に行い、その内容を教育委員会に報告する。
- ⑩ いじめの事実が確認された場合には、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提に、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ⑪ 関係生徒や保護者への支援、指導及び助言は、専門的知識を有する者の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うと共に、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じることのないように必要な措置を講ずる。
- ⑫ いじめの内容が、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、直ちに警察署に通報して適切に対処する。
- ⑬ 発達障害等のある生徒への指導は、必要に応じて外部専門家等の協力を得るなど、当該生徒の特性に応じた対応を図る。

## (2) 家庭への啓蒙

- ① 感謝と思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い、社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するため、様々な機会を捉えて指導を行う。
- ② いじめは保護者が気づきにくい形で行われていることに留意し、生徒のわずかな変化にも気づき、学校との情報交換を密にしながら、早い段階からいじめを認知できるように努める。
- ③ 必要に応じては、「24 時間いじめ相談ダイヤル」、「いじめ緊急ホットライン」、「すこやか電話」、「やまびこ電話」、「子どもの人権 110 番」、「風の子電話」等の相談窓口を活用する。

## 3 重大事態への対処

### (1) 重大事態の認定及び調査

- ① いじめが重大事態と認められる場合、例えば法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとして想定される、自殺を図った場合、精神疾患を発症した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等は、速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 調査は、教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護等に十分留意した上で、生徒及び保護者や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等によって行う。そして、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ③ 学校が調査主体と成ることにより、教育活動に支障が生じるおそれがある場合等においては、市に主体となって調査を行ってもらう。

### (2) 調査結果等の取扱い

- ① 調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に対し、「能代市個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。
- ③ 調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用すると共に、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないように活用する。